

【2024年度後期学費の延納手続きについて】

やむを得ない事情により納付期日までに学費を納付することができない場合は、所定の期限までに「学費延納願」を提出してください。期限を過ぎての延納手続きはできませんので、ご注意ください。
なお、延納期日に納付できない場合は、除籍の対象となりますので予めご承知おきください。

1. 学費延納願 提出期限・・・2024年10月14日（月）必着

《注意》10月7日（月）17時以降に「学費延納願」を提出された場合は、10月28日（月）の振替口座からの引き落としを停止することができません。

総合口座の場合は、口座が残高不足であっても自動融資により学費の引き落としが実行されます。

ご家庭での対応が必要です

- ①振替指定口座を残高不足にする。
- ②届出金融機関に学費引落停止の連絡をする。

2. 記入上の注意について

※赤枠内は全て記入してください。

※記入を誤った場合は、訂正部分を二重線で消し、捺印した印を訂正印として二重線の上に押してください。

学 費 延 納 願	
帝塚山大学学長 殿	2024年 月 日
学 籍 番 号	
氏 名 (フリガナ)	Ⓜ
(署名・捺印)	
保証人氏名 (フリガナ)	Ⓜ
(署名・捺印)	
2024年度後期学費を下記の理由により、納付期日までに納付することができませんので、延納を願います。	
記	
1. 延 納 理 由 (該当するすべての理由の□に✓を入れてください。)	
☐ 学費負担者の収入減少などの経済的事情	
☐ 兄弟姉妹の教育費負担などの家庭的事情	
☐ 災害、家族の病気・怪我・介護・離別などによる支出増加・収入減少	
☐ 賞与、奨学金、教育ローンなどの入金待ち	
☐ 海外送金の遅れ	
☐ その他 ()	
2. 延 納 期 日 (該当する学年の□に✓を入れてください。) ※口座振替日	
☐ 【卒業・修了年度の学生】	2025年 1月27日(月)
☐ 【上記以外の学生】	2025年 2月27日(木)
【学費延納願 提出期限】 2024年10月14日(月)必着	

各自が署名・捺印してください。
(同一筆跡・同一印、シャチハタは不可)

学年により延納期日が異なりますので、ご注意ください。
【卒業・修了年度の学生】：学部4年生と院M2、D3
【上記以外の学生】：学部1～3年生と院M1、D1～2

3. 納付金額・・・納付金額については「口座振替通知書」（9月下旬発送予定）をご確認ください。

ただし、「高等教育の修学支援新制度」対象者は10月以降の支援区分の見直し結果を反映させる必要があるため、口座振替日が11月27日（水）に変更となります。
なお、「口座振替通知書」は10月下旬に発送する予定です。

4. 提出先・・・所属キャンパスの学生生活課（持参もしくは郵送）

帝塚山大学 学生生活課（平日：9時～17時）

（東生駒キャンパス） 〒631-8501 奈良市帝塚山七丁目1番1号

TEL：0742-48-9185

（学園前キャンパス） 〒631-8585 奈良市学園南三丁目1番3号

TEL：0742-41-4329